

第5号議案

春日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年2月25日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

監査専門委員を設置する場合の報酬額を定めるとともに、選挙長等の報酬に係る支払区分等に関し所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

春日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「日額」の次に「又は1回当たりの額」を、「日数」の次に「又は回数」を加える。

第3条第2項中「1日」の次に「(報酬の額が1回当たりの額により定められている職にあつては、1回)」を加える。

別表中

「

監査委員	識見を有する者	月額	124,700円
	議会選出者		37,100円

」

を

「

監査委員	識見を有する者	月額	124,700円
	議会選出者		37,100円
監査専門委員		日額	22,000円

」

に、

「

選挙長	日額
投票所の投票管理者	
期日前投票所の投票管理者	
開票管理者	
投票所の投票立会人	
期日前投票所の投票立会人	

開票立会人	
選挙立会人	

」

を

「

選挙長	1回
投票所の投票管理者	
期日前投票所の投票管理者	
開票管理者	
投票所の投票立会人	
期日前投票所の投票立会人	
開票立会人	
選挙立会人	

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。